

北方領土問題等の解決促進に関する決議

昭和 55 年 11 月 28 日
衆議院本会議可決

本院は、これまで再三にわたり北方領土問題解決促進に関する決議を行ってきたところであるが、いまなお返還が実現せず、ソ連が北方領土において新たな軍事力を配備し、増強を続けていることは、日ソ両国の平和友好関係の促進のために誠に遺憾なことである。

北方領土の早期返還の実現は国民の総意であり、要求である。

政府は、北方領土早期返還を求める国民の声をふまえ、これを啓発するための行事の設定などの検討を始め、北方地域旧漁業権者等及び北方領土元居住者等に対する救済援護措置の拡充はもとより、北方領土隣接地域の振興のための強力な措置を講じつつ、北方領土におけるソ連の軍事的措置を撤回するよう重ねてソ連政府に要求するとともに、北方領土の早期返還を図り、平和条約を締結して日ソ間の安定的平和友好関係を確立すべきである。

右決議する。